

委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年3月4日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

議員の出産に伴う欠席期間の範囲を明文化するとともに、行政手続における押印の見直しとして、これまで請願者に対して求めていた請願書への署名かつ押印を署名又は記名押印を求めることとする等所要の規定の整備を行うため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務</u>、疾病、看護、介護、<u>配偶者の出産補助</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 議員は、<u>第1項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく議長に文書により届け出なければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務</u>、疾病、看護、介護、<u>配偶者の出産補助</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、委員会の会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに委員長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、看護、介護、<u>出産</u>、<u>出産の立会い</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 議員は、<u>前項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく議長に文書により届け出なければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、疾病、看護、介護、<u>出産</u>、<u>出産の立会い</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、委員会の会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに委員長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p>

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

3 委員は、第1項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書により届け出なければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4及び5 (略)

2 委員は、前項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書により届け出なければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(法人の場合にはその所在地)及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、複数人による請願の場合、これを代表する者以外の署名については、押印を省略することができる。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。